

広島大学グローバル博士フェローシップ制度 募集要項

(2026 年 10 月支援開始分)

制度趣旨

広島大学では、博士課程後期学生が安心して研究に集中できる環境を整え、我が国の将来の科学技術・イノベーションに貢献し、世界の未来を担う人材となる博士課程後期学生を支援・育成し、羽ばたかせることを目的として、「広島大学グローバル博士フェローシップ制度」により外国人留学生を支援します。

本制度では、広い視野と知識をもち、優れた判断力と行動力を有する総合的な力で、我が国の将来の科学技術・イノベーションに貢献し、世界をより良くする取り組みを推進できる人材を求めます。特に、広島大学で博士号を取得した後も我が国の科学技術・イノベーション創造に直接携わる意思を有する者を求めており、審査においてもこの点を重視します。

採択した学生には、研究員として雇用し給与および研究費を支援します。

1. 募集人数

研究科	課程	対象学生	人数
全ての研究科・研究院	博士課程後期又は4年制の博士課程	2026 年 10 月に、本学の博士課程後期又は4年制の博士課程に入学予定の者。	10 人以内

2. 応募資格

次の(1)～(6)をいずれも満たす者

(1) 上記“対象学生”に合致する者。

(2) **別途募集している「広島大学創発的次世代研究者育成・支援プログラム (SPRING)」への応募資格がない外国人留学生**

(3) 指導予定教員のもとで研究業務に従事することから、応募について指導予定教員の承諾が得られていること。

(4) 支援を開始する年の1月～12月の収入が240万円以上となることが見込まれない者(給与・役員報酬等の安定的な収入を指し、インターンシップの給与・報酬、RA・TA、アルバイト等による収入は含まない。)

(5) 支援開始時に、日本学術振興会の特別研究員、創発的研究支援事業のRA、国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、母国からの奨学金等の支援を受ける留学生ではないこと。

(6) 本プログラムと支援期間が重複し、他の奨学金等との併給が不可とされる地方公共団体・民間団体等の奨学金を受けておらず、申請中でもない者。

3. 応募方法

指導予定教員を通じて、下記オンライン申請フォーム(Google Form)から応募書類を提出してください。

申請者が直接提出することはできません。

受付後、申請者宛にメールを送信しますので、必ず確認してください。

<オンライン申請フォーム(Google Form)> <https://forms.gle/BDRQ1SkNz7Dw57ty8>

* 提出できるのは指導予定教員のみです。

* 表紙は Excel 形式、申請書は PDF 形式でアップロードしてください。

- * 応募書類は、カラー・モノクロいずれでも可。
- * 応募書類は、必ず本プログラムの指定様式を変更せずに用いること(各項目の指定ページ数も厳守すること)。指定様式以外で応募した場合、ならびに指定ページ数を超過している場合は、審査に付されないことがあります。
- * 応募書類の「チェックシート」も記入・提出が必須です。チェックシート不備の場合は、審査に付されないことがあります。
- * 応募書類の差し替えは原則、できません。提出する書類に誤りのないことを確認のうえ、提出をしてください。

4. 応募締切 **2026 年 6 月 19 日(金) 17 時(日本時間)**

* いかなる理由があっても、締切後の申請は受け付けません。

5. 選考方法および選考結果

第 1 次審査(書面審査)と第 2 次審査により選考します。第 1 次審査は、原則、専門分野の近い審査員 1 名、他分野の審査員 2 名で審査を行います。第 2 次審査は、学外有識者を加えた総合審査委員会により、審査を行います。第 1 次審査の結果によっては、第 2 次審査を行わずに、第 1 次審査の結果をもって採択者を決定する場合があります。第 2 次審査の形式については、対象者に別途通知します。

選考結果については、2026 年 9 月末日までに、応募者全員に e-mail にて通知する予定です。(定員の充足状況により、後日、追加採択の可能性があります。その場合は、別途、e-mail にて連絡します。)

なお、選考においては、本フェローシップ事業の目的である「我が国の将来の科学技術・イノベーションに貢献し、世界の未来を担う人材となること」を特に重視しますので、ご留意ください。

なお、採否理由などの問い合わせには一切回答できませんので、予めご了承ください。

6. 採択後の支援内容及び注意事項

- (1) 支援内容に関しては、別紙＜広島大学グローバル博士フェローシップ制度による支援の概要＞をご覧ください。
- (2) 採択予定となった場合でも、本学へ入学されない場合は正式な採択とはなりません。博士課程後期への入学・進学に向けての出願などの手続きは、入学を希望する研究科などに確認のうえ、別途行ってください。
- (3) 入学時期を延期した場合には、採択は取り消しとなります。入学時期に合わせて、再度申請してください。
例) 2026 年 10 月支援開始分として採択予定となり、その後、2027 年 4 月に入学時期を延期した場合、今回の採択結果は取消となり、次回の 2027 年 4 月支援開始分の募集に新たに応募いただき、採択される必要があります。
- (4) 本学では日本学術振興会特別研究員にも応募することを強く推奨しており、本制度に採択となった場合でも原則次年度以降も継続して日本学術振興会特別研究員に応募してください。
- (5) 本制度による雇用開始日は、日本に入国し、広島大学において研究業務に従事することが可能となった日とします。ただし、雇用手続きのため、雇用開始まで日数を要する場合があります。

7. 問い合わせ先

広島大学グローバル博士フェローシップ制度申請窓口(研究推進G)

e-mail: gakujutu-project@office.hiroshima-u.ac.jp

※問い合わせはメールにてお願いいたします。

＜広島大学グローバル博士フェローシップ制度による支援の概要＞

1. 支援内容・雇用条件

支援方法：研究員として雇用

支給額：時給 1,600 円、月 94 時間以内（最大月 150,000 円を支給）

支援期間：最大3年間（4 年制の博士課程は最大 4 年間）（標準修業年限内に限る）

研究費：支援期間中に限り年間最大 40 万円（半期 20 万円）の研究費を配分

その他の条件：

- ① 指導教員の指導のもと、広島大学において研究業務に従事すること。
- ② 本学の他の雇用（RA・TA 等）と重複しない勤務は可能。労働時間を明確に切り分けること。
- ③ 学業や研究によらない私用での一時帰国により日本国内に完全に不在となるなど、研究業務に従事しない期間は雇用を一時停止する。（給与は支給しない。）
- ④ 雇用の開始は日本に入国し、広島大学において研究業務に従事することが可能となった日とする。ただし、雇用手続きのため、雇用開始まで日数を要する場合があります。
- ⑤ 支給額は勤務状況により変動します。月 150,000 円の支給を保証するものではありません。また、支給額から所得税や社会保険料が控除されます。
- ⑥ 国による外国人留学生対象の新たな支援制度が創設された場合、本制度を終了する可能性があります。

2. フェローの義務

フェローは、支援を受けるにあたって、以下の①～⑦の義務を履行するものとします。

- ① 毎年度 1 年間の研究計画を策定し、研究計画を踏まえた研究活動に専念すること。
- ② 大学が実施する研究力向上等に関するプログラムに参加すること。（留学生向け日本語教育プログラムの受講は必須。）
- ③ 研究活動の状況を定期的に大学に報告すること。
- ④ 各種調査に協力すること。特に本学修了後 10 年間のキャリアに関する追跡調査に必ず協力すること。
- ⑤ 「広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則」に基づき、必要な研究倫理教育を確実に受講すること。
- ⑥ 大学が実施するキャリア開発等のための取組や HIRAKU-PF で案内する活動等に参画すること。特に「HU SPRING "3QUESTIONS" ～未来への 3 つの問い～」や「未来博士 3 分間コンペティション」にも積極的に参加すること。
- ⑦ ジョブ型研究インターンシップのアカウント登録を必ず行うこと。

3. フェローの取消

以下の①～⑧のいずれかに該当した場合は、フェローの採択を取り消し、雇用を終了する。

- ① その年の 1 月から 12 月までの間に一定の収入（年 240 万円以上）があることが判明した場合。その収入は、給与・役員報酬等の安定的な収入を指し、有給のインターンシップ、RA・TA、アルバイト等による収入は含まない。
- ② 日本学術振興会の特別研究員、創発的研究支援事業の RA、国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、母国からの奨学金等の支援を受ける留学生となった場合。
- ③ 研究計画の遂行状況またはフェローの義務の履行状況が不十分と認められる場合。
- ④ 本人から辞退の申し出があった場合。

- ⑤ 休学した場合。ただし、出産・育児・疾病・留学等の場合は、雇用を一時中断して復帰後に再開するなど、状況に応じ個別に判断する。
- ⑥ 標準修業年限を超過した場合、退学した又は除籍となった場合。
- ⑦ 応募書類で重大な虚偽記載があった場合や、応募資格を満たしていないことが判明した場合。
- ⑧ その他大学が取り消すべき事由があると判断した場合。

4. 雇用の終了・研究費の返還

早期修了や支援の取消等により支援期間が短縮される場合、支援終了時点で雇用を終了する。また、原則、研究費についても、支援期間を短縮した月数に応じて按分した金額を返還すること。

5. その他

- (1) 研究活動に支障がない範囲で、TA、RA 等で給与を受給することや、アルバイトを行うことは可能。
- (2) フェローに採択された方は、本学のホームページでその氏名を公表します。
- (3) 応募書類に記載されている個人情報、ならびに必要なに応じ所属研究科より提供のあった個人情報は、各種選考および受入れ準備、教育・研究指導等の目的においてのみ利用します。